

第6回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月28日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 野村 照明委員 | 2番 菊池 利治委員 | 4番 清水 幸治委員 |
| 5番 廣瀬女公美委員 | 6番 二谷 幸裕委員 | 7番 大畑 礼子委員 |
| 8番 浅野 徳昭委員 | 9番 細川 裕委員 | 10番 菅原 雄一委員 |
| 13番 成田 俊英委員 | 14番 中川 浩幸委員 | 15番 瀬戸 賢成委員 |
| 16番 稲場 洋二委員 | 17番 松下 裕幸委員 | 18番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 野澤 勲委員 | 21番 志賀 忠浩委員 | |
- (以上 17名)
4. 欠席委員
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 3番 金子 靖委員 | 11番 佐藤 裕司委員 | 12番 山崎 隆史委員 |
| 19番 福西 範委員 | | |
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人
(以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|-------------|
| 13番 成田 俊英委員 |
| 14番 中川 浩幸委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和3年 10月 28日 (1日)
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第 6号 | 現況証明願について (市街化区域) |
| 議案第30号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について |
| 議案第31号 | 現況証明願について |
| 議案第32号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第33号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第34号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第6回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に13番、成田俊英、14番、中川浩幸委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日10月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

山根事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
報告第6号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第6号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願があり、9月24日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、9月27日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページから10ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願があり、9月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、10月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の11ページにございます、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の通知がございました。

議案書12ページの表の1番は、資料が13ページから19ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他18筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、令和3年10月8日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が20ページから23ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他12筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和3年10月14日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第31号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の24ページにございます、議案第31号「現況証明願」につい

て説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書25ページの表の1番は、資料が26ページと27ページにございます。

公簿地目が畑及び牧場である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である [REDACTED] 氏から現況証明願がございました。

10月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野及び山林であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

委員

細川委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の細川裕委員より報告をお願いします。

議長

野村会長

議案第31号「現況証明願」について報告致します。

現況証明願の1番は、[REDACTED] 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用区域にある、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m²の土地、及び、公簿地目が牧場、農振農用区域にある、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m²の土地についてであります。令和3年10月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は、[REDACTED] が原野、[REDACTED] が山林であることを確認致しました。

なお、本件は、いずれも農用区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の原野及び山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

細川裕委員、ありがとうございました。

それでは、議案第31号「現況証明願」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第31号「現況証明願」について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第31号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の28ページでございます、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書29ページの表の1番は、資料が33ページから35ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他16筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が33ページと36ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書30ページの表の3番は、資料が37ページから45ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他23筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書31ページの表の4番は、資料が46ページから48ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他14筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書32ページの表の5番は、資料が46ページと49ページから51ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■の内、他19筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他16筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の内、の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃

貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年10月6日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

次に、3番から5番の現地調査結果について、調査委員長の細川裕委員より報告をお願いします。

委員

細川委員

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番から5番について、調査報告を致します。

3番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他23筆、合計 ㎡の農用地について、 に総額 円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、 氏が所有する 、他14筆、合計 ㎡の農用地について、 に総額 円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、 氏が所有する、 の内、他19筆、合計 ㎡の農用地について、 に年間 円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年10月18日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

細川裕委員、ありがとうございました。

それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番と2番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人に関する案件、3番と4番につきましては、佐藤泰正委員の同居の親族が役員を務める法人に関する案件、5番につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人に関する案件でありますのでそれぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と2番、次に3番と4番を審議した後に、5番を審議することと致しますので、清水幸治委員は退室をお願い致します。

(清水幸治委員退出)

議長

野村会長

それでは、1番と2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

事務局
山根事務局長

質問がないようですので、採決致します。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番及び2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

賛成多数で賛成と認め、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番及び2番については原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。

次に3番と4番を審議致しますので、佐藤泰正委員は退室をお願い致します。

(佐藤泰正委員退室)

議長
野村会長

それでは、3番と4番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番及び4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番及び4番について、原案のとおり決定致します。

退室されている佐藤泰正委員は入室して下さい。

(佐藤泰正委員入室)

議長
野村会長

3番と4番は、原案のとおり決定致しました。

次に5番を審議致しますので、菅原雄一委員は退室をお願い致します。

(菅原雄一委員退室)

議長
野村会長

それでは、5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番については、原案のとおり決定致します。

退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長
野村会長

5番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の52ページにございます、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書53ページの表の1番は、資料が54ページから56ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、1件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、本件につきましては、菅原雄一委員の親族に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、菅原雄一委員は退室をお願い致します。

(菅原雄一委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長
野村会長

議案第33号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

議案書57ページでございます、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回5件の報告がございました。

議案書58ページの農地所有適格法人要件確認書の1番と2番は、
で、令和2年と3年の3月決算の報告となります。

次に、議案書59ページの農地所有適格法人要件確認書の3番と4番は、
で、令和2年と3年の3月決算の報告となります。

次に、議案書60ページの農地所有適格法人要件確認書の5番は、
で、令和3年3月決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、5件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番と2番につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人に関する案件であり、5番につきましては、二谷幸裕委員、中川浩幸委員が役員を務める法人に関する案件でありますので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と2番、次に5番を審議した後に、3番と4番を審議する

ことと致しますので、菅原雄一委員は退室をお願い致します。

(菅原 雄一委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番と2番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。

次に5番を審議致しますので、二谷幸裕委員、中川浩幸委員は退室をお願い致します。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員退室)

議長
野村会長

それでは、5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

議長
野村会長

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員入室)

5番は、原案のとおり決定致しました。
次に、3番と4番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
山根事務局長

質問がないようですので、採決致します。
議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番と4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第34号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番と4番については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 10月 28日

議長 野村 照明

署名委員 成田 俊英

署名委員 中川 浩幸

